

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		都市計画法第 5 3 条第 1 項の許可に関する処分
根拠条例・規則等名		都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）、同法施行令、及び同法施行規則
条 項		都市計画法第 5 3 条第 1 項
所 管 部 課		さいたま市都市局 北部都市・公園管理事務所管理課 南部都市・公園管理事務所管理課 その他 市街地再開発事業 施行区域に係る所管部課
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	1 申請建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、若しくは除却することができること。 (1) 階数が 3 以下であり、かつ、地階を有しないこと。 (2) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。 2 前項のほか、次に掲げる都市施設及び市街地開発事業の施行区域に係る許可の申請で市長が申請者と協議し合意したもの。 (1) さいたま都市計画公園 5 ・ 4 ・ 01 浦和記念公園 (2) さいたま都市計画西浦和第一土地区画整理事業 (3) さいたま都市計画東浦和土地区画整理事業
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 令和 3 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	1 4 日 ただし、以下の期間を含まないものとする。 ・ 補正に要する期間 ・ 執務が行われない市の休日の期間 ・ 他の機関 国土交通省大宮国道事務所を含む への照会に要する期間
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 令和 3 年 4 月 1 日最終改正
備 考		